

デジタルハリウッド大学学則

〔設置認可 平16. 11. 4〕
〔改正令 3. 4. 1〕

第1章 総則

(使命目的)

第1条 デジタルハリウッド大学（以下「本学」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として、真偽、善悪、美醜の3つの概念を基礎にした高等教育により、広く人類社会の発展に寄与する人材を育成すると共に、それに付随する研究開発を行うこととし、これをもって文化向上と社会発展に寄与することを使命とする。

(名称)

第2条 本学は、デジタルハリウッド大学という。

(学部)

第3条 本学に、デジタルコミュニケーション学部（以下「学部」という。）を置く。

(学部の教育研究目的)

第3条の2 デジタルコミュニケーション学部は、クリエイティビティ、ICT、英語を教育の基軸に置き、教養と専門的な学術を教授研究することにより、「判断力」「創造力」「コミュニケーション力」を有し、国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(大学院)

第4条 第2条の大学に大学院を置く。

2 大学院について必要な事項は別に定める。

(学科)

第5条 学部には、次の学科を置く。

デジタルコンテンツ学科

(修業年限)

第6条 学部の修業年限は4年とする。

(在学期間の制限)

第7条 学部の在学期間は、8年を超えることができない。

(収容定員)

第8条 本学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
デジタルコミュニケーション学部	デジタルコンテンツ学科	245名	10名	1000名

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、原則として次の通りとする。ただし、学長は、必要のある場合に限り、臨時に休業日を設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日

(3) 夏季休業 8月1日から9月20日の間に、年次毎に大学で定める期間

(4) 冬季休業 12月20日から翌年1月10日の間に、年次毎に大学で定める期間

(5) 春季休業 1月15日から3月31日の間に、年次毎に大学で定める期間

2 前項の規定にかかわらず、休業日は変更することがある。

第3章 職員組織

(職員組織)

第12条 本学の学部に応じ、必要な教員を置く。

2 本学に、学長、学部長を置く。

3 学部長は、学長が任命する。

4 学部長は、学長が兼務することができる。

5 本学の事務処理、学生の指導等のため、大学事務局を設置し、一定数の職員を置く。

(教授会)

第13条 本学の学部には学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 この規則に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

(審議事項)

第14条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び過程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第4章 入学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始め又は後期の始めとする。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者に限る。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣が指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（従前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、18歳に達した者

(編入学)

第17条 学部第3年次において、次の各号のいずれかに該当する入学志願者について、選考を行い、教授会の議を経て、編入学（転入学を含む。）を許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学卒業生
- (3) 高等専門学校卒業生
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上であるものに限る。）を修了した者
- (5) 大学に2年以上在学（休学期間を除く。）し、所定の単位を修得した者
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了し、大学の2年次修了以上の学力があると認められた者

2 前項の規定に基づき入学を許可された者の修業年限及び在学期間は、次に掲げるとおりとする。

編入学別	修業年限	在学期間
3年次編入	2年	4年

3 第1項の規定に基づき入学を許可された者の既に修得した単位数の取り扱いについては、第31条及び第32条の規定にかかわらず、教授会の議を経て学長がこれを決定す

る。

(出願手続)

第18条 入学を志願する者は、志願票その他別に定める書類に入学検定料を添えて、所定の期間中に出願手続をしなければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の規定に基づき入学を志願する者に対しては、入学試験を行い、その結果を教授会にて協議し、合否の決定を行う。

(入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期間中に別に定める学費を納入し、かつ、保証書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第21条 保証人は、原則として父母又はこれに準ずる成年者1名とする。

2 保証人は、当該学生にかかる一切の事項につき連帯して責任を負わなければならない。

3 保証人が死亡などのため、その資格を失ったときは、新たに保証人を定め保証書を提出しなければならない。

(外国人留学生の選考)

第22条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、第19条に規定する選考のほか、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 その他、外国人留学生の入学については、別に定める外国人学生募集要項による。

(短期外国人留学生)

第22条の2 前条第1項の規定にかかわらず、海外の大学に在籍する学生が本大学への留学を志願し、在籍大学から推薦を受けた場合は、原則として1年以内の期間に限り、学長は短期外国人留学生として受け入れを許可することができる。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育方法)

第23条 本学の教育は、授業科目の授業及び卒業制作に対する指導によって行う。

(授業科目及び単位等)

第24条 授業科目及び単位等は、別に定める。

(授業方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算基準)

第26条 授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準に基づき定めるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び製図については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、実験（製図等）を含む科目及び演習を含む科目並びに卒業制作の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切とみとめられる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(履修申請)

第27条 学生は、学年の始め又は学期の始めに、履修しようとする授業科目を指定の期日までに、学長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請に関し、必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、かつ、学期末又は学年末に行うその科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の規定にかかわらず、レポート又は課題制作等、当該授業科目の担当教員の指定する方法をもって、当該科目の試験に代えることができる。

(成績の評価)

第29条 成績の評価は、「秀、優、良、可、不可、認」をもって示し、その評価基準は、別に定める。

2 前項の評価に加え、学業成績を総合的に判断する指標として、グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average) を用いる。

(履修科目の登録上限)

第30条 学生が、各年次に渡って適切に授業科目を履修するため、学生が、一年間及び各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次に掲げるとおりとする。

学年	一年間の上限単位数	各学期の上限単位数
1年次	48単位	24単位
2年次～4年次	44単位	22単位

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、上限単位数の増減等の特例措置を行うことができる。

(単位認定)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履

修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が、第42条第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学する場合の認定については、同条第2項の規定による。

3 教育上有益と認められる、履修した授業科目の修得単位の本学における認定については、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第32条 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したとみなすことのできる単位数は、前条により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 教育上有益と認められる、履修した授業科目の修得単位の本学における認定については、別に定める。

第6章 卒業等

(進級)

第32条の2 入学後6学期以上在又は編入学後2学期以上在学し、次の各号の条件を満たした者は、第4年次に進級する。

(1) 90単位以上修得していること

(2) 履修年次が第3年次までと定められている必修科目及び選択必修科目を全て修得していること

(卒業)

第33条 第6条又は第17条第2項に定める修業年限を終え、別に定める授業科目を履修し、124単位以上を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定するものとする。

(特別進学生)

第33条の2 本学学部を卒業見込の者のうち、制作研究活動に強い意欲を持ち、将来的な目標が明確な者で、本学大学院の行う個別の審査において特別に進学を認めるに相応しい能力があると認められる者を特別進学生とすることがある。

第7章 学位の授与

(学位の授与)

第34条 第33条の規定により本学を卒業した者には、次に掲げる学士の学位を教授会の議を経て、学長がこれを授与する。

デジタルコミュニケーション学部

デジタルコンテンツ学科 学士（デジタルコンテンツ）

(学位規程)

第35条 学位及び学位の授与については、本学の学則のほか、別に定める。

第8章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

(休学)

第36条 病気その他やむを得ない理由により長期にわたり欠席しようとするときは、所定の休学願に保証人連署のうえ、学長に願い出て、学長の許可を得れば休学することができる。

2 休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学処置)

第37条 病気のために修学に適しないと認めた者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第38条 休学の期間は、1年又は半年とする。ただし、特別の理由があると認めた者については、引き続き休学期間の延長を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、休学の理由が疾病、兵役及び長期的かつ継続した学外活動を行う場合に限り、通算して4年を超えない範囲で休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、修業年限、在学期間に算入しない。

5 休学中の学費は、別に定める。

(復学)

第39条 休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続きをとり、学長の許可を受け、復学することができる。

2 復学者の修学条件は、その者が復学した年次に適用される修学条件とする。ただし、休学期間が1年未満の者の復学時の修学条件は、その者が入学した年度のものを適用する。

3 学期の途中で復学した者にたいしては、その学期の授業料は全額徴収する。

(退学)

第40条 病気その他の理由により退学しようとするときは、所定の退学願に保証人連署のうえ、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第41条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、除籍する。

- (1) 学費を納入期限を越えても納めないとき
- (2) 長期にわたって欠席し、又は病気その他の理由で成業の見込のないと認めるとき
- (3) 在学期間が、第7条又は第17条第2項に定める期間を超えたとき
- (4) 死亡したとき

2 前項第1号によって除籍された者は、納入期限の翌日から1ヶ月以内に限り、除籍の取り消しを願い出ることができる。ただし、特別の事情により、納入が困難な場合には、願い出によって、さらに1ヶ月の猶予期間を認める。

(再入学)

第41条の2 第40条により退学した者、及び第41条第1項第1号、第2号により除籍された者が、再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 再入学に関する内規は、別に定める。

第9章 留学

(留学の取扱)

第42条 学生が、協定又は認定する外国の大学に留学を希望するときは、学長がこれを許可することができる。

2 留学に関する規程は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学則若しくは諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び放学とする。

3 懲戒に関する内規は、別に定める。

第11章 学費及び学費以外の費用

(学費)

第45条 学費は、入学金、授業料、設備費、実習費、科目等履修料及び聴講料とし、その額は別に定める。

2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

(手数料)

第46条 入学検定料及びその他の手数料については、別に定める。

(既納の学費及び手数料)

第47条 既に納入した学費及び手数料は、返戻しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学の取り消し願いを届け出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還する。

2 前項に定めるもののほか、既に納入した学費及び手数料の返戻について必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生及び聴講生

(科目等履修生)

第48条 本学において特定の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、学長は、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関する事項については、学長が決定する。

4 本学学生の他大学・大学院等への科目履修も容認する。

(聴講生)

第49条 本学において特定の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学長は、聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関する事項については、学長が決定する。

3 本学学生の他大学・大学院等への聴講も容認する。

第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

第50条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、第19条及び第22条第1項の選考又は第22条の2、第48条及び第49条の規定により、本学に入学を許可又は履修、聴講を許可された者を、外国人留学生という。

(特例)

第51条 外国人留学生に関し必要な事項及び特例は、別に定める。

第14章 附属施設

(施設、設備の供用)

第52条 本学の施設、設備は、必要に応じて運営法人が学生の修業達成のために供することができる。

第15章 インキュベーション

(インキュベーション)

第53条 本学の教職員又は学生が行った研究成果を広く社会還元することを目指す個人又は法人等が、当該研究成果の事業化についての方向性を探るために、本学は支援を行うことができる。

第16章 その他

(施行細則)

第54条 学則施行に必要な細則は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 平成23年3月31日以前に入学した者については、改正後のデジタルハリウッド大学学則第29条及び第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年8月24日から施行する。
- 2 改正後のデジタルハリウッド大学学則第38条第3項及び第39条第2項の規定については、平成23年度以前の入学者に遡って適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。